

令02原機（大安）095
令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定の変更

この保安規定に係る主な変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更

- ① 別表第9について、眼の水晶体の等価線量に係る線量限度を変更する。
- ② 別表第12について、眼の水晶体の等価線量に係る警戒線量を変更する。

(2) 個人線量計の区分の明確化

- ① 個人線量計のうち、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計と区分する。
- ② 個人線量計のうち、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計と区分する。

(3) 記載の適正化に係る変更

- ① 別表第3について、文書名の変更及び文書番号の追加を行う。
- ② その他、表記の見直しを行う。

2. 変更の理由

(1) 線量告示の一部改正に伴い、眼の水晶体の等価線量限度が変更されたため。

(2) 個人線量計の区分を明確化するため。

(3) 品質マネジメントシステム文書体系が見直されたため。

(4) 記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
原子炉施設保安規定
新旧対照表

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則 第1条～第37条（省略）</p> <p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等</p> <p>第38条～第47条（省略）</p> <p>（管理区域の出入り管理） 第48条 施設管理統括者は、放射線管理等に関する注意事項を管理区域の出入口等目につきやすい場所に掲示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域境界の扉のかぎ等を管理する。</p> <p>3 管理区域管理者は、放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）以外の者の管理区域への立入りを禁止する。</p> <p>4 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき原子炉施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者としてつける。</p> <p>5 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。</p> <p>(2) 個人線量計を別表第11（1）及び（2）に従い着用すること。</p> <p>(3) 指定された保護具を着用すること。</p> <p>(4) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>9 放射線管理第1課長は、第6項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、身体汚染の除去等の措置を講じ、その措置を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>11 放射線管理第1課長は、第9項で講じた身体汚染の除染の後、内部被ばくのおそれがある場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p> <p>12 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>13 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第49条～第55条（省略）</p>	<p>第1編 総則 第1条～第37条（変更なし）</p> <p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等</p> <p>第38条～第47条（変更なし）</p> <p>（管理区域の出入り管理） 第48条 施設管理統括者は、放射線管理等に関する注意事項を管理区域の出入口等目につきやすい場所に掲示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域境界の扉のかぎ等を管理する。</p> <p>3 管理区域管理者は、放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）以外の者の管理区域への立入りを禁止する。</p> <p>4 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき原子炉施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者としてつける。</p> <p>5 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。</p> <p>(2) 個人線量計（放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計）を別表第11（1）及び（2）に従い着用すること。</p> <p>(3) 指定された保護具を着用すること。</p> <p>(4) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた補助線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、前項の補助線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>9 放射線管理第1課長は、第6項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、身体汚染の除去等の措置を講じ、その措置を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>11 放射線管理第1課長は、第9項で講じた身体汚染の除染の後、内部被ばくのおそれがある場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p> <p>12 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>13 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第49条～第55条（変更なし）</p>	<p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p>

変更前	変更後	備考
<p>（放射線作業の実施）</p> <p>第56条 放射線管理第1課長は、前条の作業において予測される、外部放射線に係る<u>線量率</u>、空気中の放射性物質濃度及び表面密度の状況から勘案し、放射線管理の要員を作業に立ち合わせる。</p> <p>（放射線作業において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条の2 作業担当課長は、第55条の放射線作業後の測定において、<u>線量率</u>、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、管理区域管理者及び放射線管理第1課長に報告する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の報告を受けたときは、放射線管理第1課長の協力得て、作業担当課長に原因を調査させ、その異常が第3条に規定する非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、施設管理統括者及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項の報告を受けたときは、放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2項の報告を受けたときは、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p>	<p>（放射線作業の実施）</p> <p>第56条 放射線管理第1課長は、前条の作業において予測される、外部放射線に係る<u>線量当量率</u>、空気中の放射性物質濃度及び表面密度の状況から勘案し、放射線管理の要員を作業に立ち合わせる。</p> <p>（放射線作業において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条の2 作業担当課長は、第55条の放射線作業後の測定において、<u>線量当量率</u>、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、管理区域管理者及び放射線管理第1課長に報告する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の報告を受けたときは、放射線管理第1課長の協力得て、作業担当課長に原因を調査させ、その異常が第3条に規定する非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、施設管理統括者及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項の報告を受けたときは、放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2項の報告を受けたときは、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p>	<p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>
<p>（<u>線量率</u>等の測定）</p> <p>第57条 放射線管理第1課長は、管理区域において次の各号に掲げる項目について、別表第13に基づき測定する。ただし、第二種管理区域にあつては、第2号を省略することができる。</p> <p>(1) 外部放射線に係る<u>線量率</u></p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度</p> <p>(3) 表面密度</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項の結果を当該管理区域管理者に通知する。</p>	<p>（<u>線量当量率</u>等の測定）</p> <p>第57条 放射線管理第1課長は、管理区域において次の各号に掲げる項目について、別表第13に基づき測定する。ただし、第二種管理区域にあつては、第2号を省略することができる。</p> <p>(1) 外部放射線に係る<u>線量当量率</u></p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度</p> <p>(3) 表面密度</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項の結果を当該管理区域管理者に通知する。</p>	<p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>
<p>第58条～第62条 （省略）</p> <p>（評価により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合は、直ちに対象者が着用していた個人線量計等により外部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量が別表第16に定める<u>要警戒の値</u>を超え、又は超えるおそれがある場合。ただし、第55条に定める放射線作業計画であらかじめ計画されたものを除く。</p> <p>(2) 放射線業務従事者等に予期しない被ばくがあった場合</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等で内部被ばくのおそれがある者が生じた場合は、全身測定又は排泄物測定による内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前2項の評価の結果を記録し、放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項に基づく報告を受けた場合は、その結果を施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第3項の報告を受け、異常を認めた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p>	<p>第58条～第62条 （変更なし）</p> <p>（評価により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合は、直ちに対象者が着用していた個人線量計等により外部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量が別表第16に定める<u>警戒線量</u>を超え、又は超えるおそれがある場合。ただし、第55条に定める放射線作業計画であらかじめ計画されたものを除く。</p> <p>(2) 放射線業務従事者等に予期しない被ばくがあった場合</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等で内部被ばくのおそれがある者が生じた場合は、全身測定又は排泄物測定による内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前2項の評価の結果を記録し、放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項に基づく報告を受けた場合は、その結果を施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第3項の報告を受け、異常を認めた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p>	<p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び<u>線量率</u>について、それぞれ別表第2.2及び別表第2.4に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第75条 作業担当課長は、固体廃棄物の搬出を行う際は、別表第2.5.1に掲げるところに従い、<u>線量率</u>又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、<u>線量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 作業担当課長は、固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>(2) 汚染拡大防止が必要なものについてはビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で包装する。</p> <p>(3) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設の巡視を実施する。</p> <p>(4) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>4 高速炉第2課長は、メンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備にナトリウムを内包する機器等を貯蔵する場合は、機器内部に不活性ガスを封入する等ナトリウムの反応を防止する措置を講じるとともに、保管状況について毎月1回以上点検する。</p> <p>5 DCAの保管廃棄施設の位置は別図第2に定めるとおりとする。</p> <p>(廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として引き渡す際の措置)</p> <p>第75条の2 作業担当課長は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として搬出する際は、別表第2.5.1に掲げるところに従い、<u>線量率</u>又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、所定の容器に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の仕掛品の内容、主な核種とその量、<u>線量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第76条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第2.5.2により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、<u>線量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>第77条～第81条 (省略)</p> <p>(放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置)</p> <p>第82条 環境技術課長は、作業担当課長から引き渡された固体廃棄物及び第76条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第2.5.1及び別表第2.5.2に掲げる<u>線量率</u>又は放射性物質含有量又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあつては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p>	<p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び<u>線量当量率</u>について、それぞれ別表第2.2及び別表第2.4に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第75条 作業担当課長は、固体廃棄物の搬出を行う際は、別表第2.5.1に掲げるところに従い、<u>線量当量率</u>又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、<u>線量当量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 作業担当課長は、固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>(2) 汚染拡大防止が必要なものについてはビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で包装する。</p> <p>(3) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設の巡視を実施する。</p> <p>(4) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>4 高速炉第2課長は、メンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備にナトリウムを内包する機器等を貯蔵する場合は、機器内部に不活性ガスを封入する等ナトリウムの反応を防止する措置を講じるとともに、保管状況について毎月1回以上点検する。</p> <p>5 DCAの保管廃棄施設の位置は別図第2に定めるとおりとする。</p> <p>(廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として引き渡す際の措置)</p> <p>第75条の2 作業担当課長は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として搬出する際は、別表第2.5.1に掲げるところに従い、<u>線量当量率</u>又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、所定の容器に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の仕掛品の内容、主な核種とその量、<u>線量当量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第76条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第2.5.2により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、<u>線量当量率</u>を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>第77条～第81条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置)</p> <p>第82条 環境技術課長は、作業担当課長から引き渡された固体廃棄物及び第76条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第2.5.1及び別表第2.5.2に掲げる<u>線量当量率</u>又は放射性物質含有量又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあつては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p>	<p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、<u>線量率</u>等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 高速炉第1課長及び環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された第77条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第25.2に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、DCAにおいては専用の廃液運搬車、「常陽」においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 高速炉第1課長及び環境技術課長は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>第83条（省略）</p> <p>第4編 DCA管理 第84条～第96条（省略）</p> <p>第5編 「常陽」管理 第97条～第159条（省略）</p> <p>（使用済燃料の払出し及び運搬）</p> <p>第160条 高速炉技術課長は、使用済燃料を処理するために、また、高速炉第1課長は、使用済燃料を試験等のために払い出す場合は、次の各号に掲げる事項を記載した使用済燃料払出計画書を作成し、高速実験炉部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 使用済燃料払出年月日</p> <p>(2) 使用済燃料払出理由</p> <p>(3) 使用済燃料の名称及び総数量</p> <p>(4) 使用済燃料の履歴</p> <p>(5) 輸送用キャスクへの収納手順</p> <p>(6) その他保安上必要な事項</p> <p>2 高速実験炉部長は、前項に定める承認を行った場合は常陽原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3 高速炉技術課長又は高速炉第1課長は、前項の承認を受けたのち、使用済燃料払出計画書を関係する課長に通知する。</p> <p>4 高速炉技術課長は、処理のために使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 混合積載の場合は表面温度が50℃以下、専用積載の場合は表面温度が82℃以下になるように設計製作された輸送用キャスクを使用すること。</p> <p>(2) 前号の輸送用キャスクに燃料の積載数量及び表面の<u>線量率</u>を明示した標識をつけること。</p> <p>(3) 使用済燃料の運搬中、燃料盗取等の防護のために、他の車両の伴走及び要員の配置等の措置を講じること。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の輸送用キャスク外面の表面密度及び<u>線量率</u>がそれぞれ第74条第3項に定める値を超えないことを確認する。</p>	<p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、<u>線量当量率</u>等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 高速炉第1課長及び環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された第77条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第25.2に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、DCAにおいては専用の廃液運搬車、「常陽」においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 高速炉第1課長及び環境技術課長は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>第83条（変更なし）</p> <p>第4編 DCA管理 第84条～第96条（変更なし）</p> <p>第5編 「常陽」管理 第97条～第159条（変更なし）</p> <p>（使用済燃料の払出し及び運搬）</p> <p>第160条 高速炉技術課長は、使用済燃料を処理するために、また、高速炉第1課長は、使用済燃料を試験等のために払い出す場合は、次の各号に掲げる事項を記載した使用済燃料払出計画書を作成し、高速実験炉部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 使用済燃料払出年月日</p> <p>(2) 使用済燃料払出理由</p> <p>(3) 使用済燃料の名称及び総数量</p> <p>(4) 使用済燃料の履歴</p> <p>(5) 輸送用キャスクへの収納手順</p> <p>(6) その他保安上必要な事項</p> <p>2 高速実験炉部長は、前項に定める承認を行った場合は常陽原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3 高速炉技術課長又は高速炉第1課長は、前項の承認を受けたのち、使用済燃料払出計画書を関係する課長に通知する。</p> <p>4 高速炉技術課長は、処理のために使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 混合積載の場合は表面温度が50℃以下、専用積載の場合は表面温度が82℃以下になるように設計製作された輸送用キャスクを使用すること。</p> <p>(2) 前号の輸送用キャスクに燃料の積載数量及び表面の<u>線量当量率</u>を明示した標識をつけること。</p> <p>(3) 使用済燃料の運搬中、燃料盗取等の防護のために、他の車両の伴走及び要員の配置等の措置を講じること。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の輸送用キャスク外面の表面密度及び<u>線量当量率</u>がそれぞれ第74条第3項に定める値を超えないことを確認する。</p>	<p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考																																								
<p>（使用済燃料の受入れ） 第161条 高速炉第1課長は、照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）から使用済燃料を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 使用済燃料が専用の容器に収納されていることを確認すること。 (2) 使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備の水冷却池の所定の位置に貯蔵すること。 2 放射線管理第1課長は、前項第1号の専用の容器を収納した輸送用キャスク外面の表面密度及び線量率がそれぞれ第74条第3項に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第162条～第174条 （省略）</p> <p>別表第1～別表第2 （省略）</p> <p>別表第3 品質マネジメントシステム文書体系（第13条）</p>	<p>（使用済燃料の受入れ） 第161条 高速炉第1課長は、照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）から使用済燃料を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 使用済燃料が専用の容器に収納されていることを確認すること。 (2) 使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備の水冷却池の所定の位置に貯蔵すること。 2 放射線管理第1課長は、前項第1号の専用の容器を収納した輸送用キャスク外面の表面密度及び線量当量率がそれぞれ第74条第3項に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第162条～第174条 （変更なし）</p> <p><u>附 則</u> この規定は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～別表第2 （変更なし）</p> <p>別表第3 品質マネジメントシステム文書体系（第13条）</p>	<p>用語の見直し</p> <p>附則の追加</p>																																								
<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり</p>																																									
<p>別表第4～別表第8 （省略）</p> <p>別表第9. 1 試験炉規則に基づく記録（第31条） DCAの記録</p>	<p>別表第4～別表第8 （変更なし）</p> <p>別表第9. 1 試験炉規則に基づく記録（第31条） DCAの記録</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(途中省略)</td> </tr> <tr> <td>4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量率（第57条）</td> <td>法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回</td> <td>放射線管理第1課長</td> <td>放射線管理第1課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(途中省略)					4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量率（第57条）	法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間	(以下省略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率（第57条）</td> <td>法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回</td> <td>放射線管理第1課長</td> <td>放射線管理第1課長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(変更なし)					4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率（第57条）	法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間	(変更なし)					<p>用語の見直し</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																						
(途中省略)																																										
4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量率（第57条）	法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間																																						
(以下省略)																																										
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																						
(変更なし)																																										
4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率（第57条）	法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間																																						
(変更なし)																																										
<p>注1～注5 （省略）</p>	<p>注1～注5 （変更なし）</p>																																									

変更前					変更後					備考
別表第9.2 試験炉規則に基づく記録（第31条） 「常陽」の記録					別表第9.2 試験炉規則に基づく記録（第31条） 「常陽」の記録					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
(途中省略)					(変更なし)					用語の見直し
4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率（第57条）	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては、毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間	4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（第57条）	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては、毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	10年間	
(以下省略)					(変更なし)					
注1～注5（省略）					注1～注5（変更なし）					

変更前	変更後	備考																																																																																																										
<p>別表第10 立入制限区域の設定基準（第42条）</p> <table border="1" data-bbox="136 233 1252 537"> <tr> <td colspan="3">立入制限区域(各号の一に該当する区域)</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>外部放射線に係る線量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第11 外部被ばくによる線量の測定・評価（第48条、第61条）</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <table border="1" data-bbox="136 648 1205 879"> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>着用及び評価の頻度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>ガラス線量計等</td> <td>着用は、立入りのつど 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要のつど</td> </tr> <tr> <td>指リング</td> <td>必要のつど (等価線量評価を要する場合に着用させる。)</td> </tr> </table> <p>(2) 一時立入者</p> <table border="1" data-bbox="136 991 1089 1144"> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>着用及び測定の頻度</th> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入りのつど (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)</td> </tr> </table> <p>別表第12 (省略)</p> <p>別表第13 管理区域における線量率等の測定（第57条）</p> <table border="1" data-bbox="136 1367 1288 1864"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)</td> <td>エリアモニタ又はサーベイメータ</td> <td>遮蔽物側壁表面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回 注2)</td> <td>タ</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>第一種管理区域内について週1回 注2)</td> <td>ダストモニタ又はダストサンプル</td> <td>管理区域内の汚染の可能性がある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第一種管理区域内について週1回 注2)</td> <td rowspan="3">スミヤ法</td> <td rowspan="2">エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>第二種管理区域内について月1回</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>管理区域の境界（出入口）</td> </tr> </table> <p>注1) 法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設にあっては毎週1回</p>	立入制限区域(各号の一に該当する区域)			(1)	外部放射線に係る線量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所		(2)	放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所		(3)	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所		(4)	前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所		対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度	放射線業務従事者	ガラス線量計等	着用は、立入りのつど 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要のつど	指リング	必要のつど (等価線量評価を要する場合に着用させる。)	対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度	一時立入者	ポケット線量計	立入りのつど (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面	管理区域内について週1回 注2)	タ	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	第一種管理区域内について週1回 注2)	ダストモニタ又はダストサンプル	管理区域内の汚染の可能性がある場所	表面密度	第一種管理区域内について週1回 注2)	スミヤ法	エリアの代表点	第二種管理区域内について月1回	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界（出入口）	<p>別表第10 立入制限区域の設定基準（第42条）</p> <table border="1" data-bbox="1329 233 2445 537"> <tr> <td colspan="3">立入制限区域(各号の一に該当する区域)</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>外部放射線に係る線量当量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第11 外部被ばくによる線量の測定・評価（第48条、第61条）</p> <p>(1) 放射線業務従事者</p> <table border="1" data-bbox="1329 648 2398 879"> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>着用及び評価の頻度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>基本線量計</td> <td>着用は、立入りの都度 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要の都度 等価線量評価を要する場合に着用させる基本線量計にあっては、着用及び評価の頻度は必要の都度</td> </tr> </table> <p>(2) 一時立入者</p> <table border="1" data-bbox="1329 991 2282 1144"> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>着用及び測定の頻度</th> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>補助線量計</td> <td>立入りの都度 (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)</td> </tr> </table> <p>別表第12 (変更なし)</p> <p>別表第13 管理区域における線量当量率等の測定（第57条）</p> <table border="1" data-bbox="1329 1367 2481 1864"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)</td> <td>エリアモニタ又はサーベイメータ</td> <td>遮蔽物側壁表面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回 注2)</td> <td>タ</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>第一種管理区域内について週1回 注2)</td> <td>ダストモニタ又はダストサンプル</td> <td>管理区域内の汚染の可能性がある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第一種管理区域内について週1回 注2)</td> <td rowspan="3">スミヤ法</td> <td rowspan="2">エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>第二種管理区域内について月1回</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>管理区域の境界（出入口）</td> </tr> </table> <p>注1) 法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設にあっては毎週1回</p>	立入制限区域(各号の一に該当する区域)			(1)	外部放射線に係る線量当量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所		(2)	放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所		(3)	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所		(4)	前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所		対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度	放射線業務従事者	基本線量計	着用は、立入りの都度 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要の都度 等価線量評価を要する場合に着用させる基本線量計にあっては、着用及び評価の頻度は必要の都度	対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度	一時立入者	補助線量計	立入りの都度 (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面	管理区域内について週1回 注2)	タ	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	第一種管理区域内について週1回 注2)	ダストモニタ又はダストサンプル	管理区域内の汚染の可能性がある場所	表面密度	第一種管理区域内について週1回 注2)	スミヤ法	エリアの代表点	第二種管理区域内について月1回	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界（出入口）	<p>用語の見直し</p> <p>個人線量計の区分の明確化（指リングは基本線量計に包含） 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>個人線量計の区分の明確化 記載の適正化</p> <p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>
立入制限区域(各号の一に該当する区域)																																																																																																												
(1)	外部放射線に係る線量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所																																																																																																											
(2)	放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所																																																																																																											
(3)	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所																																																																																																											
(4)	前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所																																																																																																											
対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度																																																																																																										
放射線業務従事者	ガラス線量計等	着用は、立入りのつど 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要のつど																																																																																																										
	指リング	必要のつど (等価線量評価を要する場合に着用させる。)																																																																																																										
対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度																																																																																																										
一時立入者	ポケット線量計	立入りのつど (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)																																																																																																										
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																																																																									
外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面																																																																																																									
	管理区域内について週1回 注2)	タ	エリアの代表点																																																																																																									
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																																																																									
空気中の放射性物質濃度	第一種管理区域内について週1回 注2)	ダストモニタ又はダストサンプル	管理区域内の汚染の可能性がある場所																																																																																																									
表面密度	第一種管理区域内について週1回 注2)	スミヤ法	エリアの代表点																																																																																																									
	第二種管理区域内について月1回																																																																																																											
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界（出入口）																																																																																																									
立入制限区域(各号の一に該当する区域)																																																																																																												
(1)	外部放射線に係る線量当量率が、1ミリシーベルト毎時を超える場所																																																																																																											
(2)	放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所																																																																																																											
(3)	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値を超える場所																																																																																																											
(4)	前3号に掲げるほか、施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要であると認められた場所																																																																																																											
対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度																																																																																																										
放射線業務従事者	基本線量計	着用は、立入りの都度 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要の都度 等価線量評価を要する場合に着用させる基本線量計にあっては、着用及び評価の頻度は必要の都度																																																																																																										
	対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度																																																																																																									
一時立入者	補助線量計	立入りの都度 (ただし、見学等のために管理区域に立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。)																																																																																																										
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																																																																									
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について原子炉運転中毎日1回 注1)	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面																																																																																																									
	管理区域内について週1回 注2)	タ	エリアの代表点																																																																																																									
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																																																																									
空気中の放射性物質濃度	第一種管理区域内について週1回 注2)	ダストモニタ又はダストサンプル	管理区域内の汚染の可能性がある場所																																																																																																									
表面密度	第一種管理区域内について週1回 注2)	スミヤ法	エリアの代表点																																																																																																									
	第二種管理区域内について月1回																																																																																																											
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界（出入口）																																																																																																									

変更前	変更後	備考																																																												
<p>注2) 原子炉の運転又は放射線作業が1週間を超える期間行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあつても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</p> <p>別表第14 線量限度（第59条、第66条）</p> <table border="1" data-bbox="133 386 1279 840"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理区域に立ち入る者の区分</th> <th colspan="2">線量限度</th> <th colspan="3">等価線量</th> </tr> <tr> <th>実効線量 注1)</th> <th></th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)</td> <td></td> <td><u>150 mSv/年</u></td> <td>500 mSv/年</td> <td>2 mSv/期間 注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 注2) 妊娠中及び妊娠不能と診断された者並びに妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。 注3) 妊娠中である女子について本人の申し出等により妊娠の事実を知った時から出産までの期間。 注4) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間</p> <p>別表第15 (省略)</p> <p>別表第16 要警戒の基準（第63条）</p> <table border="1" data-bbox="133 1213 1172 1549"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準項目</th> <th>要警戒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線業務従事者</td> <td>実効線量 注1)</td> <td>20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>40 mSv/3か月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3か月</td> </tr> <tr> <td>女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間 注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 注2) 妊娠中及び妊娠不能と診断された者並びに妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。 注3) 妊娠中である女子について本人の申し出等により妊娠の事実を知った時から出産までの期間。</p> <p>別表第17～別表第18 (省略)</p>	管理区域に立ち入る者の区分	線量限度		等価線量			実効線量 注1)		眼の水晶体	皮膚	女子の腹部表面	放射線業務従事者	100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)		<u>150 mSv/年</u>	500 mSv/年	2 mSv/期間 注3)	基準項目		要警戒	放射線業務従事者	実効線量 注1)	20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月	等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3か月</u>	皮膚	130 mSv/3か月	女子の腹部表面	1 mSv/期間 注3)	<p>注2) 原子炉の運転又は放射線作業が1週間を超える期間行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあつても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</p> <p>別表第14 線量限度（第59条、第66条）</p> <table border="1" data-bbox="1329 386 2475 840"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理区域に立ち入る者の区分</th> <th colspan="2">線量限度</th> <th colspan="3">等価線量</th> </tr> <tr> <th>実効線量 注1)</th> <th></th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)</td> <td></td> <td><u>100 mSv/5年</u> 注4) <u>50 mSv/年</u></td> <td>500 mSv/年</td> <td>2 mSv/期間 注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 注2) 妊娠中及び妊娠不能と診断された者並びに妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。 注3) 妊娠中である女子について本人の申し出等により妊娠の事実を知った時から出産までの期間。 注4) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間</p> <p>別表第15 (変更なし)</p> <p>別表第16 警戒線量（第63条）</p> <table border="1" data-bbox="1329 1213 2368 1549"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準項目</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線業務従事者</td> <td>実効線量 注1)</td> <td>20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>20 mSv/年</u> <u>13 mSv/3か月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3か月</td> </tr> <tr> <td>女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間 注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 注2) 妊娠中及び妊娠不能と診断された者並びに妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。 注3) 妊娠中である女子について本人の申し出等により妊娠の事実を知った時から出産までの期間。</p> <p>別表第17～別表第18 (変更なし)</p>	管理区域に立ち入る者の区分	線量限度		等価線量			実効線量 注1)		眼の水晶体	皮膚	女子の腹部表面	放射線業務従事者	100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)		<u>100 mSv/5年</u> 注4) <u>50 mSv/年</u>	500 mSv/年	2 mSv/期間 注3)	基準項目		警戒線量	放射線業務従事者	実効線量 注1)	20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月	等価線量	眼の水晶体	<u>20 mSv/年</u> <u>13 mSv/3か月</u>	皮膚	130 mSv/3か月	女子の腹部表面	1 mSv/期間 注3)	<p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p> <p>用語の見直し 用語の見直し</p> <p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p>
管理区域に立ち入る者の区分		線量限度		等価線量																																																										
	実効線量 注1)		眼の水晶体	皮膚	女子の腹部表面																																																									
放射線業務従事者	100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)		<u>150 mSv/年</u>	500 mSv/年	2 mSv/期間 注3)																																																									
基準項目		要警戒																																																												
放射線業務従事者	実効線量 注1)	20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月																																																												
	等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3か月</u>																																																											
		皮膚	130 mSv/3か月																																																											
		女子の腹部表面	1 mSv/期間 注3)																																																											
管理区域に立ち入る者の区分	線量限度		等価線量																																																											
	実効線量 注1)		眼の水晶体	皮膚	女子の腹部表面																																																									
放射線業務従事者	100 mSv/5年 注4) 50 mSv/年 女子 注2) 5 mSv/3か月 妊娠中である女子の内部被ばく 1 mSv/期間 注3)		<u>100 mSv/5年</u> 注4) <u>50 mSv/年</u>	500 mSv/年	2 mSv/期間 注3)																																																									
基準項目		警戒線量																																																												
放射線業務従事者	実効線量 注1)	20 mSv/年 13 mSv/3か月 女子 注2) 2 mSv/月																																																												
	等価線量	眼の水晶体	<u>20 mSv/年</u> <u>13 mSv/3か月</u>																																																											
		皮膚	130 mSv/3か月																																																											
		女子の腹部表面	1 mSv/期間 注3)																																																											

変更前					変更後					備考
別表第19 DCA放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第71条）					別表第19 DCA放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第71条）					
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲	設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲	
エリアモニタ	γ	5	管理区域内の必要箇所に設置し、線量率を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10 ⁻² ～10 ² mSv/h (重水系室など2カ所) 10 ⁻³ ～10mSv/h (燃料取扱室など3カ所)	エリアモニタ	γ	5	管理区域内の必要箇所に設置し、線量当量率を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10 ⁻² ～10 ² mSv/h (重水系室など2カ所) 10 ⁻³ ～10mSv/h (燃料取扱室など3カ所)	用語の見直し
ダストモニタ	β(γ)	1	管理区域内(プルトニウム燃料取扱室及びプルトニウム燃料貯蔵庫を除く。)の空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	1～10 ⁶ c p m	ダストモニタ	β(γ)	1	管理区域内(プルトニウム燃料取扱室及びプルトニウム燃料貯蔵庫を除く。)の空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	1～10 ⁶ c p m	
排気モニタ	ダスト	α	2	排気口(A及びB)における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	排気モニタ	ダスト	α	2	排気口(A及びB)における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	
		β(γ)	1	排気口(A)における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。			β(γ)	1	排気口(A)における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	
ガス	β	1	排気口(A)排気に含まれる放射性ガス濃度(トリチウムを含む。)を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10 ⁻¹⁴ ～10 ⁻¹⁰ A	ガス	β	1	排気口(A)排気に含まれる放射性ガス濃度(トリチウムを含む。)を連続的に測定し、保物室の放射線監視盤によって監視する。	10 ⁻¹⁴ ～10 ⁻¹⁰ A	
ハンドフットモニタ	β(γ)	1	管理区域からの退出のつど身体及び衣服の表面密度を測定する。(更衣室に設置)		ハンドフットモニタ	β(γ)	1	管理区域からの退出のつど身体及び衣服の表面密度を測定する。(更衣室に設置)		
サーバイメータ	β(γ)	2	GM管型、電離箱型、シンチレーション型、比例計数管型のサーバイメータで線量率、表面密度の測定を行う。		サーバイメータ	β(γ)	2	GM管型、電離箱型、シンチレーション型、比例計数管型のサーバイメータで線量当量率、表面密度の測定を行う。		
	γ					γ				
	n	1				n	1			
	α	1				α	1			
別表第20 「常陽」放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第71条）					別表第20 「常陽」放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第71条）					用語の見直し
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲	設備	測定線種	台数	測定項目	指示範囲	
エリアモニタ	γ	49	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	γ _L 10 ⁻⁴ ～1mSv/h γ _M 10 ⁻² ～10 ² mSv/h γ _M 10 ⁻⁴ ～1Sv/h γ _H 10 ⁻² ～10 ² Sv/h γ _M 10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h	エリアモニタ	γ	49	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量当量率を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	γ _L 10 ⁻⁴ ～1mSv/h γ _M 10 ⁻² ～10 ² mSv/h γ _M 10 ⁻⁴ ～1Sv/h γ _H 10 ⁻² ～10 ² Sv/h γ _M 10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h	
	n			2		n10 ⁻⁵ ～10mSv/h			n	
ダストモニタ	β(γ)	10		10 ⁻¹ ～10 ⁵ c p s	ダストモニタ	β(γ)	10		10 ⁻¹ ～10 ⁵ c p s	

変更前				変更後				備考		
ガスモニタ	$\beta(\gamma)$	1	主要な換気系ダクト、各室内の空気中及びN ₂ 雰囲気中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	ガスモニタ	$\beta(\gamma)$	1	主要な換気系ダクト、各室内の空気中及びN ₂ 雰囲気中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。		$10^{-8} \sim 10^{-4} \mu A$	
	γ	4			γ	4				
	γ	1	廃ガス中の放射性物質濃度を連続的に測定し中央制御室の放射線監視盤によって監視する。		γ	1	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ cps}$			
	γ	5			γ	5				
排気口モニタ	ダスト	α	排気口における排気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室の放射線監視盤によって監視する。	排気口モニタ	ダスト	α	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ cps}$	$10^{-8} \sim 10^{-2} \mu A$		
		$\beta(\gamma)$				1			$\beta(\gamma)$	1
		γ				1			γ	1
	ガス	$\beta(\gamma)$			1	ガス			$\beta(\gamma)$	1
γ		1	γ	1						
水モニタ	γ	1	排水溝に設置し、一般排水中の放射性物質濃度を測定監視する。	水モニタ	γ	1	排水溝に設置し、一般排水中の放射性物質濃度を測定監視する。	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ cps}$		
		1				3			管理区域出入口に設置し、退出のつど、身体及び衣服の表面密度を測定する。	
ゲートモニタ	$\beta(\gamma)$	3	管理区域出入口又は管理区域内に設置し、身体及び衣服の表面密度を測定する。	ゲートモニタ	$\beta(\gamma)$	3	管理区域出入口又は管理区域内に設置し、身体及び衣服の表面密度を測定する。			
		2				4				
サーベイメータ	α	1	GM管型、比例計数管型、シンチレーション型、電離箱型のサーベイメータ・管理区域内の線量率、表面密度を測定する。	サーベイメータ	α	1	GM管型、比例計数管型、シンチレーション型、電離箱型のサーベイメータ・管理区域内の線量当量率、表面密度を測定する。	用語の見直し		
	$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	10			$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	10				
	γ	1			γ	1				
	n	1			n	1				
別表第21～別表第22（省略）				別表第21～別表第22（変更なし）				用語の見直し 用語の見直し		
別表第23 周辺監視区域内運搬に係る線量率（第73条）				別表第23 周辺監視区域内運搬に係る線量当量率（第73条）						
位置		線量率		位置		線量当量率				
運搬物の表面		2 mSv/h		運搬物の表面		2 mSv/h				
運搬物の表面から1 m		100 μ Sv/h		運搬物の表面から1 m		100 μ Sv/h				
車両の表面		2 mSv/h		車両の表面		2 mSv/h				
車両の表面から1 m		100 μ Sv/h		車両の表面から1 m		100 μ Sv/h				
コンテナの表面		2 mSv/h		コンテナの表面		2 mSv/h				
コンテナの表面から1 m		100 μ Sv/h		コンテナの表面から1 m		100 μ Sv/h				

変更前				変更後				備考																																																																							
別表第24 周辺監視区域外運搬に係る線量率（第74条）				別表第24 周辺監視区域外運搬に係る線量当量率（第74条）					用語の見直し 用語の見直し																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">測定対象</th> <th>線量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料輸送物</td> <td>L型輸送物</td> <td>表面</td> <td>$5 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物</td> <td>表面</td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック</td> <td>表面</td> <td></td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物</td> <td>表面</td> <td></td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車両</td> <td rowspan="2">運搬に従事する者が通常乗車する場所</td> <td></td> <td>$20 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td>車両の表面</td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> </tbody> </table>				測定対象			線量率	核燃料輸送物		L型輸送物	表面	$5 \mu S v / h$	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	$2 m S v / h$	表面から1m	$100 \mu S v / h$	核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面		$2 m S v / h$	表面から1m		$100 \mu S v / h$	コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面		$2 m S v / h$	表面から1m		$100 \mu S v / h$	車両	運搬に従事する者が通常乗車する場所		$20 \mu S v / h$	車両の表面	$2 m S v / h$	表面から1m		$100 \mu S v / h$	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">測定対象</th> <th>線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料輸送物</td> <td>L型輸送物</td> <td>表面</td> <td>$5 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物</td> <td>表面</td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック</td> <td>表面</td> <td></td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物</td> <td>表面</td> <td></td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車両</td> <td rowspan="2">運搬に従事する者が通常乗車する場所</td> <td></td> <td>$20 \mu S v / h$</td> </tr> <tr> <td>車両の表面</td> <td>$2 m S v / h$</td> </tr> <tr> <td>表面から1m</td> <td></td> <td>$100 \mu S v / h$</td> </tr> </tbody> </table>				測定対象			線量当量率	核燃料輸送物	L型輸送物	表面	$5 \mu S v / h$	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	$2 m S v / h$	表面から1m	$100 \mu S v / h$	核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面		$2 m S v / h$	表面から1m		$100 \mu S v / h$	コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面		$2 m S v / h$	表面から1m		$100 \mu S v / h$	車両	運搬に従事する者が通常乗車する場所		$20 \mu S v / h$	車両の表面	$2 m S v / h$	表面から1m	
測定対象			線量率																																																																												
核燃料輸送物	L型輸送物	表面	$5 \mu S v / h$																																																																												
	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	$2 m S v / h$																																																																												
		表面から1m	$100 \mu S v / h$																																																																												
核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面		$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面		$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
車両	運搬に従事する者が通常乗車する場所		$20 \mu S v / h$																																																																												
		車両の表面	$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
測定対象			線量当量率																																																																												
核燃料輸送物	L型輸送物	表面	$5 \mu S v / h$																																																																												
	A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	$2 m S v / h$																																																																												
		表面から1m	$100 \mu S v / h$																																																																												
核燃料輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック	表面		$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物	表面		$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
車両	運搬に従事する者が通常乗車する場所		$20 \mu S v / h$																																																																												
		車両の表面	$2 m S v / h$																																																																												
	表面から1m		$100 \mu S v / h$																																																																												
別表第25.1 固体廃棄物の分類（第75条、第82条）				別表第25.1 固体廃棄物の分類（第75条、第82条）				用語の見直し																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>線量率</th> <th>α放射性物質含有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">$\beta \cdot \gamma$</td> <td>固体廃棄物A</td> <td>容器表面で $2 m S v / h$未満</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$未満</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物B</td> <td>容器表面で $2 m S v / h$以上</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α</td> <td>固体廃棄物A</td> <td>容器表面で $500 \mu S v / h$未満</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$以上 $3.7 \times 10^7 B q$未満</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物B</td> <td>容器表面で $500 \mu S v / h$以上</td> <td>容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満</td> </tr> </tbody> </table>				分類		基準			線量率	α 放射性物質含有量	$\beta \cdot \gamma$	固体廃棄物A	容器表面で $2 m S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満	固体廃棄物B	容器表面で $2 m S v / h$ 以上	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満	α	固体廃棄物A	容器表面で $500 \mu S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 以上 $3.7 \times 10^7 B q$ 未満	固体廃棄物B	容器表面で $500 \mu S v / h$ 以上	容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>線量当量率</th> <th>α放射性物質含有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">$\beta \cdot \gamma$</td> <td>固体廃棄物A</td> <td>容器表面で $2 m S v / h$未満</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$未満</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物B</td> <td>容器表面で $2 m S v / h$以上</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α</td> <td>固体廃棄物A</td> <td>容器表面で $500 \mu S v / h$未満</td> <td>容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$以上 $3.7 \times 10^7 B q$未満</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物B</td> <td>容器表面で $500 \mu S v / h$以上</td> <td>容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満</td> </tr> </tbody> </table>				分類		基準		線量当量率	α 放射性物質含有量	$\beta \cdot \gamma$	固体廃棄物A	容器表面で $2 m S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満	固体廃棄物B	容器表面で $2 m S v / h$ 以上	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満	α	固体廃棄物A	容器表面で $500 \mu S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 以上 $3.7 \times 10^7 B q$ 未満	固体廃棄物B	容器表面で $500 \mu S v / h$ 以上	容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満																															
分類		基準																																																																													
		線量率	α 放射性物質含有量																																																																												
$\beta \cdot \gamma$	固体廃棄物A	容器表面で $2 m S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満																																																																												
	固体廃棄物B	容器表面で $2 m S v / h$ 以上	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満																																																																												
α	固体廃棄物A	容器表面で $500 \mu S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 以上 $3.7 \times 10^7 B q$ 未満																																																																												
	固体廃棄物B	容器表面で $500 \mu S v / h$ 以上	容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満																																																																												
分類		基準																																																																													
		線量当量率	α 放射性物質含有量																																																																												
$\beta \cdot \gamma$	固体廃棄物A	容器表面で $2 m S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満																																																																												
	固体廃棄物B	容器表面で $2 m S v / h$ 以上	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 未満																																																																												
α	固体廃棄物A	容器表面で $500 \mu S v / h$ 未満	容器（200基準）当たり $3.7 \times 10^4 B q$ 以上 $3.7 \times 10^7 B q$ 未満																																																																												
	固体廃棄物B	容器表面で $500 \mu S v / h$ 以上	容器当たり $3.7 \times 10^7 B q$ 以上 ただし、Puとして1g未満、 核分裂性物質として4g未満																																																																												
別表第25.2～別表第49 （省略）				別表第25.2～別表第49 （変更なし）																																																																											
別図第1～別図第7.11 （省略）				別図第1～別図第7.11 （変更なし）																																																																											
別記様式第1～別記様式第9 （省略）				別記様式第1～別記様式第9 （変更なし）																																																																											

変更前									備考
別表第3 品質マネジメントシステム文書体系 (第13条)									
品質マネジメント計画書 QS-P12 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	高速実験炉部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01) ・重要度分類管理要領 (管理-QAM-02)	・総則 (JOYO-QAM-01) ・重要度分類 (JOYO-QAM-02)	・総則 (環境-QAM-01) ・重要度分類要領 (環境-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守活動規則	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員会規則 ・品質保証推進委員会規則	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・事故対策規則 ・大洗研究所 (南地区) 放射線安全取扱要領 ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 ・PI 設定評価要領	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (JOYO-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・フリーアクセス対応要領	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領 (保安 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (管理-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (JOYO-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (環境-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (JOYO-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (管理-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (JOYO-QAM-07)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (環境-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 ・溶接検査要領	—	・検査及び試験の管理要領 (保安-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (管理-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (JOYO-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (環境-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	

変更後									備考
別表第3 品質マネジメントシステム文書体系 (第13条)									文書名の適正化及び文書番号の追加 (以下同じ。)
品質マネジメント計画書 QS-P12 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	高速実験炉部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01) ・重要度分類管理要領 (管理-QAM-02)	・総則 (JOYO-QAM-01) ・重要度分類 (JOYO-QAM-02)	・総則 (環境-QAM-01) ・重要度分類要領 (環境-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動規則 (大洗 QAM-23)	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員会規則 (大洗 QAM-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗 QAM-11)	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・事故対策規則 (大洗 QAM-21) ・大洗研究所 (南地区) 放射線安全取扱要領 (大洗 QAM-63) ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 (大洗 QAM-22) ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 (大洗 QAM-81) ・大洗研究所 P I 設定評価要領 (大洗 QAM-24)	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (JOYO-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要領 (大洗 QAM-25)	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領 (保安 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	・設計・開発管理要領 (管理-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (JOYO-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (環境-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (管理-QAM-08)	・業務の管理要領 (JOYO-QAM-09)	・業務の管理要領 (環境-QAM-09)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (管理-QAM-06)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (JOYO-QAM-07)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (環境-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設_独立検査組織運営規則 (大洗 QAM-41) ・大洗研究所溶接検査要領 (大洗 QAM-42)	—	・検査及び試験の管理要領 (保安-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (管理-QAM-07)	・検査及び試験の管理要領 (JOYO-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (環境-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	